

「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示」等の一部改正について

1. 背景

我が国では、大気環境改善のため、自動車の排出ガス規制を導入しているところであり、大気汚染状況、技術開発状況、海外の動向等を踏まえつつ、順次規制を強化しています。

今般、平成 29 年 5 月の中央環境審議会「今後の自動車排出ガス低減対策のあり方について（第 13 次答申）」において、三元触媒が利用できる理論空燃比で燃焼する方式の筒内直接噴射ガソリンエンジン搭載車（以下、「ストイキ直噴車」という。）、駐車時の燃料蒸発ガス対策及び二輪自動車、側車付二輪自動車及び原動機付自転車（以下「二輪車」という。）の排出ガス規制の強化についてとりまとめられました。これを受け、平成 30 年 6 月に「自動車排出ガスの量の許容限度（環境省告示）」が改正されたこと等を踏まえ、これらの自動車に対する排出ガス規制を強化するため、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成 14 年国土交通省告示第 619 号。以下「細目告示」という。）等について所要の改正を行います。

2. 改正の概要

（1）ストイキ直噴車関係

【適用対象】

ガソリンを燃料とする直接噴射式の原動機を有する自動車及び原動機付自転車

【改正概要】

PM排出量規制を導入し、規制値を以下のとおりとします。

自動車の種別 (ストイキ直噴車に限る)	PM規制値 (平均値 (上限値))
ガソリン乗用車 ^(注1) 、ガソリン軽貨物車 ^(注2) 及びガソリン軽量車 ^(注3)	0.005 (0.007) [g/km]
ガソリン中量車 ^(注4)	0.007 (0.009) [g/km]
ガソリン重量車 ^(注5)	0.010 (0.013) [g/kWh]
二輪車	0.0045 (0.0063) [g/km]

(注1) ガソリンを燃料とする普通自動車、小型自動車及び軽自動車であって専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下のもの（乗車定員が 10 人のものであって車両総重量が 3.5 トンを超えるもの及び二輪自動車を除く。）。

(注2) ガソリン燃料とする軽自動車（専ら乗用の用に供するもの及び二輪自動車を除く。）。

(注3) ガソリンを燃料とする普通自動車及び小型自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下のもの及び二輪自動車を除く。）であって車両総重量が 1.7 ト

ン以下のもの。

(注4) ガソリンを燃料とする普通自動車及び小型自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下のもの及び二輪自動車を除く。）であって車両総重量が1.7トンを超え3.5トン以下のもの。

(注5) ガソリンを燃料とする普通自動車及び小型自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員9人以下のもの及び二輪自動車を除く。）であって車両総重量が3.5トンを超えるもの。

(2) 二輪車関係

【適用対象】

ガソリンを燃料とする二輪車

【改正概要】

① モード走行に係る排出ガス規制値を以下のとおり強化します。

自動車の種別	規制値 (平均値 (上限値))				
	CO [g/km]	THC [g/km]	NMHC [g/km]	NO _x [g/km]	PM ^(注) [g/km]
二輪車	1.00 (1.33)	0.10 (0.13)	0.068 (0.088)	0.060 (0.096)	0.0045 (0.0063)

(注) 再掲：ストイキ直噴車に限る。

② アイドリングに係る一酸化炭素の排出ガス規制値を0.5 [%]に強化します。

③ 駐車時の燃料蒸発ガスに係る規制値を1.5 [g/test]に強化します。

④ 耐久走行距離を以下の通り変更します。

自動車の種別	耐久走行距離 [km]
クラス1 ^(注1) 及びクラス2 ^(注2)	20,000
クラス3 ^(注3)	35,000

(注1) 総排気量0.050ℓ超0.150ℓ未満かつ最高速度50km/h以下、又は、総排気量0.150ℓ未満かつ最高速度50km/h超100km/h未満の二輪車。

(注2) 総排気量0.150ℓ未満かつ最高速度100km/h以上130km/h未満、又は、総排気量0.150ℓ以上かつ最高速度130km/h未満の二輪車。

(注3) 最高速度130 km/h以上の二輪車。

(3) ガソリン車の駐車時における燃料蒸発ガス対策(四輪車)関係

【適用対象】

ガソリンを燃料とする普通自動車、小型自動車(二輪車を除く)及び軽自動車(二輪車を除く)

【改正概要】

- ① 国際基準と同様、駐車試験日数を現行の1日から2日へ延長することにより規制を強化します。
- ② パージ走行サイクル（キャニスタに吸着された燃料蒸発ガスをエンジンに吸引（パージ）するための自動車の走行サイクル）を、国際基準と同様のものに変更します。

（４）その他

（１）から（３）の改正のほか、所要の改正を行います。

３．適用開始時期

（１）から（３）の改正について、新型車は2020年12月から、継続生産車は2022年11月から（第一種原動機付自転車にあっては、2025年11月から）適用対象とします。

４．スケジュール

公 布：平成31年2月15日

施 行：公布の日